

補助金等見直し運用指針

令和8年4月

三 田 市

目 次

I	運用指針策定の趣旨	1
II	補助期間（終期）の設定	1
III	見直しの方法	3
1	見直し対象とする補助金等	3
2	見直しの方法・スケジュール	4
3	補助金等点検の項目・内容	5

I 運用指針策定の趣旨

補助金等の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」を法的根拠としています。この「公益上の必要」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であり、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものとされています。補助金等は、市民や団体等が実施する公共性が高い事業や活動の奨励・促進を図るための財源的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現するための手段として有効かつ重要な機能を果たしています。

一方で、補助金等は反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると長期化・固定化することが懸念されます。また、主要な原資は、市民の税金で賄われていることから、その必要性について、市民への説明責任が果たされることが重要となります。

このため、本市では補助金等の適正な執行と見直しを目的に、平成28年5月「補助金等見直しガイドライン」（以下、ガイドライン）を策定し、補助金等の点検・評価を行いながら適切な交付に努めてきました。

しかしながら、ガイドライン策定から一定期間が経過する中で、社会経済情勢や行政課題が大きく変化しており、補助金制度を取巻く環境にも新たな課題が生じています。具体的には、少子高齢化や人口減少の進行をはじめ物価高騰による事業コストの増加など、限られた財源をこれまで以上に重点的かつ効率的に活用する必要があります。加えて、補助金の中には、創設時の政策目的や社会的背景が変化しているにもかかわらず、終期の設定がなく慣例的に継続されているものや、評価のばらつきが生じやすい抽象的な基準による点検方法など、十分な成果や効果が得られていないことも考えられ、評価の厳格化、均質化が求められています。

よって、これら課題解決に向けた取組みとして、このたび、ガイドラインを踏まえた本運用指針を作成し、より適正で透明性の高い補助金制度を確立していくとともに、市民等への説明責任を一層に果たし得る評価制度へとアップデートを図ります。

本運用指針では、ガイドラインに示す補助金の公共性、必要性、有効性、公平性及び妥当性の5つの視点に着目し、具体的かつ統一的な評価基準を設定することや、従前の内部評価に加えて第三者による外部評価を導入することなど、評価者がより適切に点検・判断を行いやすい評価環境を整備しました。

本運用指針による評価基準の明確化、評価の均質化、客観性の確保等を図り、より良い評価制度の仕組みを構築することで、補助金等の効果的かつ効率的な活用を一層推進します。これにより、市民にとって真に必要な施策へと財源を重点配分し、持続可能な行財政運営の確立を目指します。

II 補助期間（終期）の設定

【現状と課題】

補助金等の長期化は、交付先団体等の自立運営を妨げ、補助金ありきの事業実施や既得権化につながるおそれがあります。

そのため、ガイドラインでは、変化する社会経済情勢の中で、補助金等の交付が継続して必要か、補助の内容は適切かなど、定期的な検証を行う目的から、補助期間（終期）を設定することとしています。

しかしながら、この補助期間（終期）設定のルールが守られていない補助金等が多数存在しており、ガイドラインが形骸化している状況にあります。

【運用指針の考え方】

- 1 ガイドラインに基づき、原則3年間の終期設定を徹底します。
- 2 なお、事業特性等に鑑み、合理的な終期を設定することを可能とします。

■補助期間（終期）に関するガイドラインと運用指針

ガイドライン	運用指針
○今後、新設する補助金等については、事業の目的や効果を検証するため、補助期間（終期）を補助要綱に定め、既存の補助金等についても、評価・見直しサイクルに合わせて補助期間（終期）を原則として3年間以内とし、点検・評価した上でその都度、継続交付について判断します。	○今後、新設する補助金等については、事業の目的や効果を検証するため、補助期間（終期）を補助要綱に定め、既存の補助金等についても、評価・見直しサイクルに合わせて補助期間（終期）を原則として3年間以内とし、点検・評価した上でその都度、継続交付について判断します。 ○なお、事業特性等に鑑み、原則によらない場合は、最長5年間を限度として合理的な補助期間（終期）を設定することができます。（別表参照） ただし、原則によらない場合であっても、中間年次に自己点検を行い、事業検証を行うものとします。

■別表

原則によらない場合の基本的考え方	
・政策目的や事業特性からみて、原則の補助期間（終期）では成果判定が困難あるいは制度の安定性が損なわれる場合は、次の例示①～⑤を参考に合理的な補助期間（終期）を設定することができます。 ・原則によらない場合でも、「期間が長い＝見直さない」ではなく、本運用指針を鑑みて中間年次（2年目又は3年目）に自己点検を行い、事業検証を行う必要があります。	
① 効果発揮までに中長期を要する事業	
【人材育成・担い手確保に関する事業】 ・育成→定着→地域への波及効果までに一定の年数を要し、3年以内では成果評価が困難なため	【例示】 ・医療、介護、福祉人材の確保、定着支援 ・農業、林業、水産業の新規就農者育成 ・技術者、後継者育成を目的とした研修・奨学金的補助など

② 社会基盤・公共性が高い分野	
【市民生活の基盤を支える継続的活動】 ・事業の中断が市民生活に直接影響し、短期終了を前提とした補助になじまないため	【例示】 ・公共交通(コミュニティバス、デマンド交通) ・中山間地域の生活支援、買い物弱者対策 ・防災、減災、地域安全に関わる活動など
③ 国・県制度との連動が不可欠なもの	
【国・県補助制度に準拠する事業】 ・上位制度の期間と乖離すると、事務、財政運営上の合理性を欠くため	【例示】 ・国、県の計画期間(5年計画等)に基づく補助 ・広域連携事業や法定計画に位置付けられた事業など
④ 民間・地域主体の自立までに時間を要するもの	
【立ち上げ支援から自立移行を想定する事業】 ・段階的に補助率を下げながら、5年前後で自立を目指す設計が現実的なため	【例示】 ・地域コミュニティ活動の育成事業 ・NPO、社会的企業の立ち上げ支援 ・観光、地域ブランド形成事業など
⑤ 投資回収・設備更新を伴う事業	
【初期投資型・設備整備型補助】 ・投資効果の検証や利用定着に複数年を要するため	【例示】 ・環境対策設備(再エネ、省エネ設備等) ・DX推進に伴うシステム導入など

Ⅲ 見直しの方法

1. 見直し対象とする補助金等

【現状と課題】

変化する社会経済情勢の中で、補助金等の交付が継続して必要か、補助の内容は適切かなどについて、定期的な検証を行うため補助期間(終期)を設定することとしています。

一方で、見直しの対象とする補助金等は、見直しを行う年度の前年度に決算額があるものとしていくことから、場合によっては、定期サイクルに合わせた点検・評価が行われない可能性が生じます。

【運用指針の考え方】

- 1 全ての補助金等について、前年度決算の有無にかかわらず、定期サイクルに合わせて検証を行います。

■見直し対象とする補助金等に関するガイドラインと運用指針

ガイドライン	運用指針
○見直しの対象とする補助金等は、見直しを行う年度の前年度に決算額があるものとします。 ※当面の間は、上記方法で見直しを行い、以後は定期サイクルで行う。	○見直しの対象とする補助金等は、定期サイクル(補助期間の最終年度)を迎えた事業とします。 ○なお、令和8年度は全ての補助金等を対象に1次評価のみ実施します。

2. 見直しの方法・スケジュール

【現状と課題】

補助金は、税金を原資とするため「目的どおりに使われているか」、「特定の団体や分野に不合理な偏りが生じていないか」を定期的に確認することは、説明責任（アカウンタビリティ）を果たすうえで不可欠です。このため、ガイドラインでは、1次評価（担当課）、2次評価（庁内会議）、最終評価（内部委員会）を終期毎に定期サイクルで実施し、その評価結果を公表することとしています。

しかしながら、終期設定のない補助金等の毎年度評価や組織内部による評価は、事務の効率性や評価の客観性等において課題を抱えている状況にあります。

【運用指針の考え方】

- 終期設定に基づく定期サイクルの確立を目指し、段階的なスケジュールにより点検を進めます。
 - 令和8年度は、全ての補助金等を対象に終期を設定し1次評価を実施します。
 - 令和9年度～令和11年度は、各年度、概ね70事業を対象に1次、2次、最終評価を実施します。
 - 令和12年度以降は、終期ごとの定期サイクルに沿って1次、2次、最終評価を実施します。
- 学識者や市民等で構成する第三者委員会等を設置し、外部評価を実施します。（令和9年度から）
- 今後、新たな補助金等を創設するときには、事業の公益性や必要性等を見極める必要があるため、事前に1次評価を行うものとしします。

■評価スケジュールに関するガイドラインと運用指針

	ガイドライン	運用指針
基礎データ作成 & 点検・評価 【担当課】 (5～6月) 【1次評価】	○補助金等の概要や交付実績、補助の成果など、当該補助金等の評価にあたって、基礎資料となるデータを作成する。	
	○当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。（本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。）	下記評価にて検証・確認
	○補助根拠の確認・補助期間（終期）の設定	
	◆全ての補助金等(右記除く) ・「公益性」「必要性」「有効性」「公平性」「妥当性」の5項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行った上で、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。 ・評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性(継続、見直し、廃止)について総合的に判断し、評価を行う。	◆国・県協調補助で定められた補助率又は金額のみを補助している場合 ◆公営企業への補助金 ◆国・県の間接補助 ・5段階の点数評価を行わず、今後の方向性(継続、見直し、廃止)についてのみ総合的に判断し、評価を行う。
2次評価 (7月)	○総合調整会議において1次評価の確認・点検と見直しを行う。	○外部評価において1次評価の確認・点検と見直しを行う。
最終評価 (8月)	○上記の点検・評価結果について、(仮称)補助金等適正化委員会で、評価結果の確認と見直しを行う。	○上記の点検・評価結果について、政策会議で、評価結果の確認と見直しを行う。
評価結果の公表 (9月)	○評価結果について、市のホームページ等で公表する。	
評価結果の反映 (10月～)	○評価結果について、次年度の予算要求に反映させる。	
補助金等の創設 (政策的判断時)		○公益性や必要性等を見極める必要があるため、事前に1次評価を行うものとしします。(随時)

3. 補助金等点検の項目・内容

【現状と課題】

補助金等を評価するうえにおいて、多様な視点から点検することは、補助金を多角的かつ客観的に検証することが可能となります。単なる経費削減ではなく、補助金の質を高め、社会環境の変化に適応した持続可能で納得性の高い制度運営を実現するため、極めて重要な評価軸と言えます。

このため、ガイドラインでは、「公益性」「必要性」「有効性」「公平性」「妥当性」の5つの点検項目を体系的に用いて総合的な検証を行うこととしています。

しかしながら、補助金を一面的、感覚的に評価するのではなく、客観的に検証するためには、共通の物差しが重要なポイントとなりますが、ガイドラインに示す評価基準のみでは、評価にばらつきが生じるなど、十分な検証までには至らず客観性に課題を抱えています。

このため、評価者によって判断が左右されることを防ぎ、行政として一貫性のある判断を担保するために、より具体的な尺度（評価基準）を示すことが求められています。

【運用指針の考え方】

- 1 評価点（5段階）の考え方を適切に示します。
- 2 合計点に応じた今後の方向性を細分類化し、きめ細かな改善・見直しを促します。
- 3 5つの点検項目について、点数に応じた基準を明確に示し評価の均質化を図ります。

■評価点の考え方に関するガイドラインと運用指針

点数	ガイドライン	運用指針
5点	高い	高い  低い
4点	やや高い	
3点	標準	
2点	やや低い	
1点	低い	

■合計点に関するガイドラインと運用指針

ガイドライン				運用指針			
区分	合計点	判断目安	今後の方向性	合計点	判断目安		今後の方向性
I	20点以上	効果が認められるものであり、事業内容等を精査のうえ、補助を継続する。	継続	20点以上	継続前提とし低い評価項目は要精査	効果が認められるものであり、事業内容等を精査のうえ、補助を継続する。	継続
II	8点以上20点未満	効果が低いと判断されるものについて、補助対象経費や補助額等の見直しを行う。また、一定の効果が認められる場合でも、必要に応じて類似事業の統廃合等の見直しを行う。	見直し	15点以上20点未満	条件付き継続とし低い評価項目は要改善	効果が低いと判断されるものについて、補助対象経費や補助額等の見直しを行う。また、一定の効果が認められる場合でも、必要に応じて類似事業の統廃合等の見直しを行う。	見直し
				8点以上15点未満	縮小、統廃合等を含め要改善		
III	8点未満	効果が認められないと判断されるものであり、補助を終了する。	廃止	8点未満	廃止	効果が認められないと判断されるものであり、補助を終了する。	廃止

■今後の方向性を判断するにあたって

(1) 客観的な公益性

- ・市民等から要望は、重要な検討要素の1つですが、それだけをもって直ちに客観的な公益性や政策上の必要性があると判断できるものではありません。また、社会経済情勢の変化に伴う社会的需要や市民ニーズの低下によって施策の重要度が低下しているものは、廃止を含め検討してください。

(2) 政策上の必要性

- ・市の政策に合致するものであっても、市民や団体、事業者が自身の責任と財源で実施すべきものは、市が補助金等を交付することは適切ではありません。市の支援の必要性を、市民と行政の役割分担を踏まえて判断してください。
- ・市の政策に合致するものであっても、関連施策の展開により既に政策目標が達成されているものは廃止を含め検討してください。

(3) 施策手段の適切性

- ・行政による直営や委託等を含め、最適な支出方法を検討し、特に経費の全額を補助する事業（委託的補助金）については、原則的に委託への切り替えを検討します。

(4) 対象事業の特定

- ・補助金等は、補助対象事業が明確となる事業費補助であることが原則です。団体の運営に対する補助は団体の立上げ支援（概ね3年程度）を前提とし、引き続き補助が必要である場合は、その事業をガイドラインや運用指針に照らし、事業費補助とすることを原則とします。

(5) 対象経費・補助額の適切さ

- ・原則として、補助対象経費の2分の1以内の補助率とします。その他の補助率の設定においては、説明責任の視点と、見直しに備える視点から、具体的な事由と補助率設定の考え方を明確に示してください。例外的に単価補助、定額補助などを採用する場合は、その採用理由と金額の積算根拠を明らかにしてください。見直し時には、積算根拠と社会経済情勢の変化を合わせ見て、その妥当性を検証してください。
- ・団体の運営に係る補助において、翌年度への繰越金や余剰金がある場合は、実績報告書や出納簿等による実態把握を行い、補助金の減額又は廃止を検討してください。
- ・上乗せ補助や横出し補助は、国、県の補助金等が単体で施策効果があるように設計されていることから、明確な根拠と考え方に基づく政策的な判断によるものでない限り、行わないこととします。

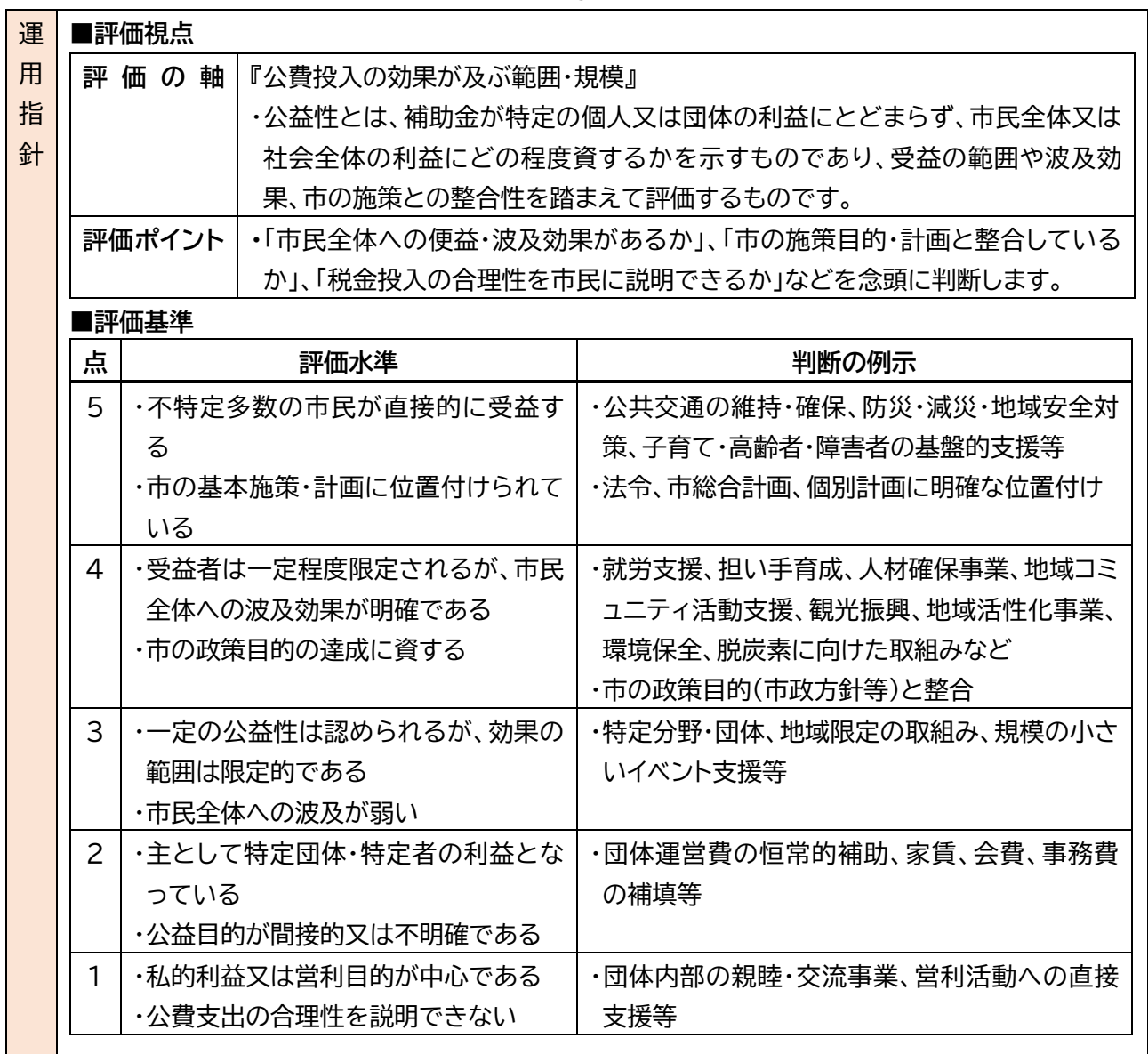
(6) 補助金等交付先としての適格性・透明性

- ・市が任意の団体の事務局機能を担うことは、団体の自主性を阻害するだけでなく、補助金に係る実績報告書等の作成を、補助金を交付する側の市が行うこととなり、補助金運用に係るチェック機能が適正に働いているとは言えません。市が団体の事務局機能を担わなければならない特別の理由がある場合を除き、団体自身が事務局機能を担うことができるよう、速やかに改善に努めてください。

(7) 補助金等の効果

- ・設定した目標（条件）を達成した場合、あるいは設定した継続条件を達成しない場合は、廃止を含め検討してください。また、効果が見込めない場合も、見直しや廃止の検討が必要です。
- ・客観的な効果検証が不能なものは、公益性や必要性の判断ができず、適切な見直しもできないため、適切な指標を設定してください。

「公益性」(5 点満点)	
ガイ	①事業目的や内容(運営補助は、団体の活動目的や内容)が社会経済情勢に合致しており市民からニーズが高いか。
ド	②市民の福祉向上、多くの市民に還元など客観的に公益性が認められるか。
ライ	③事業目的や内容(運営補助は、団体の活動目的や内容)が市政策上(総合計画等)の位置づけと整合しているか。
ン	



「必要性」(5 点満点)	
ガイドライン	④市民、事業者、行政との役割分担の中で市が補助すべき事業又は団体であるか。 ⑤民間で類似事業・団体、代替事業が他になく市が補助すべき事業・団体であるか。 ⑥現状のまま継続し、当初の導入目的を達成できるか。(補助金創設時と比べて、目的が希薄化していないか。) ※団体運営補助の場合は 10 点満点

運用
指針

■評価視点	
評価の軸	『行政が関与・支援すべき必然性』 ・必要性とは、当該事業が市の責務や施策目的の達成に不可欠であり、行政が補助金という形で関与する必然性があるかを評価するものです。
評価ポイント	・「行政が関与しなければならない理由があるか」、「なぜ補助手法なのか」などを念頭に判断します。

■評価基準		
点	評価水準	判断の例示
5	・行政が関与しないと事業成立が困難である ・市民生活や安全に重大な影響がある	・公共交通維持、防災・災害対応体制整備、法令に基づく行政責務事業など
4	・行政関与により事業効果が大きく高まる	・地域コミュニティ形成事業、就労支援、担い手育成、創業支援、空き家対策、移住定住促進等
3	・行政関与の意義はあるが、他の手法でも代替可能である	・民間補助や他制度でも実現可能な事業 ・民間の類似事業等が存在
2	・行政が関与しなくても事業実施が可能である	・営利イベント、収益性のある事業支援 ・民間の類似事業等が一定数存在
1	・行政関与の必然性がなく、民間・自主活動の領域である	・団体の内部活動、営利目的の事業等 ・民間の類似事業等が多数存在

※補助金の性質分類区分(団体運営補助等)にかかわらず全て5点満点

「有効性」(5 点満点)	
ガイドライン	⑦事業補助の場合、効果を測るため指標は具体的で妥当なものか。また数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能なものとなっているか。 ⑧補助目的や金額に見合う効果が認められるか。または十分に期待できるか。(費用対効果の観点) ※団体運営補助の場合は評価しない

運用
指針

■評価視点		
評価の軸	『目標達成に向けた成果』 ・有効性とは、補助金の目的に照らし、事業が実際に効果を上げているか、又は上げる見込みがあるかを評価するものです。	
評価ポイント	・「目的に対して成果が出ているか」、「成果が見えるか」などを念頭に判断します。	
■評価基準		
点	評価水準	判断の例示
5	・明確な活動指標、成果指標が設定され目標を達成している	・利用者数増加、定着率向上(定住・就業者等)等 ・地域社会等への具体的な貢献度などの達成
4	・数値又は客観的事実により、一定の効果が確認できる	・参加者数・利用率の向上、アンケート結果による満足度向上が見られるなど
3	・効果は認められるが、検証が十分でない	・実績報告はあるが分析不足、整理がないなど
2	・効果不明確又は成果確認できない	・成果指標未設定、実施(開催)報告のみなど
1	・目的と成果が乖離している	・本来の目的に寄与していないなど

※補助金の性質分類区分(団体運営補助等)にかかわらず全て評価を行う。

「公平性」(5 点満点)	
ガイドライン	⑨補助金の効果は、特定の団体や個人のみへの利便に供することがなく、広く市民に及ぶものか。もしくは、特定の団体・個人への補助であっても、また効果が一定範囲(地域・年代)に限定されていてもなお必要性が高いものか。 ⑩同様の活動・事業を行う団体・個人に対し、補助金を受けられる機会が公平に与えられているか。もしくは、同様の活動・事業を行っている団体・個人等がないか。

運用 指針	■評価視点	
	評価の軸	『機会の確保又は限定の合理性』 ・公平性とは、補助対象者となり得る機会の公平さ、又はそれを限定する程度が社会通念上、合理的であり、特定の者に過度に有利となっていないかを評価するものです。
	評価ポイント	・「特定の人、団体だけに有利になっていないか」「他の市民からみて納得できるか」などを念頭に判断します。
	■評価基準	
	点	評価水準
	5	・公募、選考が公平である ・対象要件が明確である
	4	・受益者は限定されるが、合理的な理由がある
	3	・偏りはあるが制度上やむを得ない面がある
	2	・特定団体に有利な構造となっている
	1	・著しく不公平である
		判断の例示
		・公募制補助金、条件を満たせば誰でも申請可など
		・補助の必要性に一定の市民理解が得られる ・福祉対象者限定支援、新規就農者限定補助など
		・同一団体が継続受給(歴史的経緯等)など
		・実質随意、同種活動団体の参入が困難など
		・理由なく特定者に集中(独占的補助)など

「妥当性」(5 点満点)	
ガイドライン	⑪補助金等の支出や手続きが規則又は要綱に基づいており法令等に抵触していないか。 ⑫補助事業者の会計処理及び使途は適切であるか。 ⑬補助対象経費に占める補助金の割合は、原則として 2 分の 1 以下となっているか。補助金額の割合が 2 分の 1 を超えるものについては、行政関与の必要性に応じた負担割合になっており、妥当性について明確に説明できるか。

運用 指針	■評価視点	
	評価の軸	『補助水準・制度設計の適切さ』 ・妥当性とは、補助金の補助率、補助額、期間、制度設計及び執行手順が目的や法令等に照らして適切であるかを評価するものです。
	評価ポイント	・「補助金・補助率・期間は適切か」、「法令等を順守し、会計処理等は適切か」などを念頭に判断します。
	■評価基準	
	点	評価水準
	5	・補助水準が適切である ・法令等順守し会計処理も適切である
	4	・おおむね妥当で、必要に応じ見直し可能である
	3	・妥当性はあるが根拠が弱い
	2	・補助水準が高い、又は硬直的である
	1	・明らかに過剰又は不適切である
		判断の例示
		・補助率 1/2 以下又は法令等に基づく補助水準 ・繰越金の額と比べ適正、収入確保に努めている
		・他市比較で適正水準、補助率の段階的逡減等 ・補助期間 4～5 年で自立想定など
		・過去踏襲のみ、比較検討不足など
		・長期同額、終期末設定など
		・他収入や繰越財源の増など、実態に合わない高額補助など